

高浜 4 号機 蒸気発生器伝熱管損傷に係る対応について

1. 状況

○12/6 の公開会合で、原因対策について説明した結果、以下の速やかに回答できるコメントが残っていると認識している。

(コメント)

- ・SG 内に異物が残存していないことを説明すること
- ・エロージョンの温度影響について説明すること
- ・今回のきずの形状と粒界腐食割れ等の形状を写真等で比較して全く異なることを説明すること

○公開会合にて、「施栓については必ず実施しなければならない対策であり、不適合状態の伝熱管に対して早期に処置を行うため、施栓の工事計画審査は、評価書の公開会合と並行して進めて欲しい」ことを依頼した。

2. お願い事項

○昨年 5 月 23 日に原子力規制委員会で示された「事故・トラブル事象への対応の進め方について」において、事業者の責任を明確にし、対応状況の透明性を確保することで対応プロセスの「透明性の向上」と「対策実施の迅速化」を図ることが明記され、さらに同文書には「この評価プロセスにおいては、当該事業者に対する対応を主眼として可能な限り速やかに進める」と記載されている。

○また、事業者との間での情報共有や議論を行う公開会合を随時開催するとともに、検討が必要とされる論点を明確にしたうえで、その対応状況を原子力規制委員会に適時報告することとされ、さらに別紙フロー図では、公開会合で議論しながら、対策の立案、対策の実施を適時行えるフローとなっている。

○施栓は、不適合状態にある伝熱管に対して、必ず実施しなければならない対策であり、早急に処置すべきことであることから、評価書の審議と切り離して、工事計画の審査を実施していただき、施栓を実施したいと考えている。

なお、公開会合での議論により、追加で施栓以外の対策が必要となった場合には、真摯に対応する。

以上